

8000 ベクレル/kg 以下の汚染土を全国の公共工事で利用する方針の見直しを求める意見書

環境省「中間貯蔵汚染土壤等の減容・再生利用技術開発戦略検討会は3月30日、東京電力福島第1原発事故後の除染でた汚染土に関し、8000 ベクレル/kg の汚染土を遮断及び飛散・流出の防止」を行ったうえで、全国の公共事業に利用できる方針を打ち出した。周辺住民の追加被ばく量は年間 10 マイクロシーベルト以下に抑えられるとしている。

しかし、原子炉等規制法に基づく規則においては、原発の解体などによって発生したコンクリートや金属などの再生利用の基準は 100 ベクレル/kg となっている。今回の環境省の方針はこの 80 倍になる。この検討会のもとにおかれた「放射線影響に関する安全性評価ワーキンググループ」は非公開で実施されており、議事メモの公開もない。この検討会は、最終処分量をへらすため、再生利用量を増やすことが前提となっている。現在の除染・帰還が前提でそのために国民の被ばくは防げない。遮断及び飛散・流出の防止が前提というが、その根拠がなく、安全性は担保されていない。

汚染土を通常の公共事業の構造基盤に使うのでは汚染を防ぐことができない。今後、地下水の汚染、降雨、侵食、災害などによる環境中への大量放出も懸念される。大地震が発生すれば道路の陥没・崩壊が起こり、汚染土がむき出しになる。日本全体を被ばくさせるリスクが高い。

嵐山町議会は 8000 ベクレル/kg の汚染土を全国の公共事業で利用する方針の見直しを強く求める。

以上、地方自治法 99 条より意見書を提出する。

平成 28 年 10 月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 大野敏行

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
環境大臣 様
国土交通大臣 様